

平成31年度

入学料免除・徴収猶予

【 配 布 書 類 】

- 1 入学料免除・徴収猶予申請について
- 2 各種提出書類一覧
- 3 入学料免除申請書
- 4 入学料徴収猶予申請書
- 5 家庭調査票
- 6 給与支給（見込）証明書
- 7 退職及び退職金支払い証明書
- 8 無収入申立書
- 9 母子・父子世帯等申立書
- 10 在学及び就学状況等証明書
- 11 長期療養者に係る支出（見込）額等申立書
- 12 主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書
- 13 家庭調査票の記入事項及び記入例

< 提出期限 >

本科1年生：八代キャンパス3月4日(月)熊本キャンパス3月5日(火)

専攻科生・編入学生：2月21日(木)

熊本高等専門学校

1 入学料免除・徴収猶予申請について

1 免除対象者

本校入学者で下記に該当する場合、選考の結果、入学料が「全額」又は「半額」免除されることがあります。(選考結果が判明するまでの間、入学料の徴収は猶予されます。)

- (1) 入学前1年以内において学資負担者が死亡した場合、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
- (2) 前号に準ずる場合であって、校長が相当の事情があると認める者

2 徴収猶予対象者

本校入学者で下記に該当する場合、選考の結果、入学料の徴収が猶予されます。(猶予期間は原則として9月末日までとなります。) ※入学料免除とは異なりますのでご注意ください。

- (1) 経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において学資負担者が死亡した場合、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、入学料の納付期限までに納付することが困難であると認められる者
- (3) その他やむを得ない事由があると校長が認めた者

3 提出書類

(1) 必ず提出する書類(申請者のみ)

- ① 「入学料免除申請書」若しくは「入学料徴収猶予申請書」
- ② 「家庭調査票」
- ③ 所得証明書【原本】(市町村所定の様式)
 - ・ 合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもの
 - ・ 就学者、15歳未満、専業主婦等含む免除申請者と生計を一とする世帯全員分
- ④ 住民票【原本】(同一生計者全員分)

(2) その他必要な書類

「各種提出書類一覧」に該当する書類を提出すること。

4 提出期限

本科1年生 八代キャンパス 3月4日(月)・熊本キャンパス 3月5日(火)
専攻科生・編入学生 2月21日(木)

5 免除の決定

免除結果は7月上旬頃、徴収猶予結果は4月中旬頃に保護者宛文書で通知しますので、それまでは入学料を納入しないで下さい。納入した場合は、免除の対象となりませんのでご注意ください。

なお、不許可者は、指定された期日までに入学料を速やかに納入して下さい。

6 その他留意事項

- (1) 提出日現在の家族構成に基づき事実をありのままに記載し、不明な点は下記連絡先へご相談下さい。
- (2) 書類の不備は受け付けできません。また、提出期限までに書類を提出されなかった場合は、申請辞退とみなしますのでご注意願います。
- (3) 申請書類提出後に申請を取り止める場合は、その旨を必ず連絡して下さい。
- (4) 提出された全ての関係書類は入学料免除・徴収猶予審査の目的以外には使用しません。